

令和元年度第1回政務活動費のあり方検討会 議事録

日時 令和元年7月1日(月)

午後1時29分～午後1時50分

場所 議事堂 8階 第3委員会室

出席者

・検討会委員

久保大憲、松井邦人、金谷幸則、押田大祐、江西照康、高田真里、高道秋彦、
島 隆之、東 篤、金井毅俊、大島 満、橋本雅雄、佐藤則寿、赤星ゆかり

・事務局

事務局長、理事(事務局次長)、参事(庶務課長)、庶務課副主幹、主査

・傍聴人(一般)

4人

・報道関係

議事録

※発言を一部整理して掲載しています…議会事務局

座長: ただいまから、政務活動費のあり方検討会を開会いたします。

まず、本検討会の傍聴について、本日4名から傍聴の申込みがありましたので、これを許可します。

本日は、報道機関よりテレビカメラ等の撮影の申込みがありますので、許可いたします。

また、本日の議事録の署名委員に、金谷委員、東委員を指名いたします。協議に入る前に、まず、本検討会の委員構成等について、少しお話をさせていただきます。

先般、議長から本検討会の委員構成について意見がありました。詳細につ

いては、事務局から説明させます。

庶務課長： それでは説明させていただきます。

あり方検討会は、運用指針に関する協議を主に行い、会派間の合意を得ることを目的として、各会派の同意のもと結成された任意団体でございます。

このことから、運用指針を全会派に等しく適用するためには、あり方検討会における決定は全会派一致を原則としております。その構成員は、全会派から選出すべきという意見が議長からありました。昨年11月に創政改拓、4月には自民クラブが新たな会派結成届を提出されておりました、今年度から政務活動費の交付決定も受けておられます。

現在、本検討会の構成員になっておられませんが、この全会派の一致の原則から、この2会派を構成員に加える必要があるのではないかと考えております。

以上です。

座長： それでは、本検討会に創政改拓の木下議員、自民クラブの村上議員を加えることに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成委員挙手]

座長： 賛成が多数でありますので、そのように決定いたしました。

なお、木下議員及び村上議員は次回の検討会から参加していただきます。

次に、本検討会の今後の運営について、事務局から説明させます。

庶務課長： 現在、政務活動費のあり方検討会は、各派代表者会議の下部組織として位

置づけされております。決定機関としての性格は持っておらず、協議結果は各派代表者会議で最終決定している状況であります。

しかしながら、各派代表者会議は、地方自治法100条12項に定める議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行う場であります。

このことから、政務活動費の交付や額など、条例や規則で定める事項以外の個別の具体的な運用基準や支払手続といった事項については、各派代表者会議では取り扱えない事項だと考えております。

また、あり方検討会は、運用指針に関する協議を主に行い、会派間で合意を得ることを目的としておりまして、各会派の同意のもと結成された任意団体であることから、独立した最終決定機関ではないかということと言えます。

このことから、あり方検討会では、協議事項について全会派一致を原則にして決めるべきと思われ、その結果を各派代表者会議の場をかりて報告することになると思われます。以上です。

座長： なお、ただいま説明しました本検討会の委員構成及び本検討会の今後の運営については、本検討会の後、各派代表者会議の各議員にも事務局から説明をさせます。

それでは、これより協議事項に入ります。

本日の協議事項は、お手元に配付のとおりです。

このことについて、私から初めに話をさせていただいた後、留意点等については事務局から説明させたいと思います。

本検討会は、3年前の平成28年、政務活動費の不正支出が相次ぎ発覚し、市民の信頼が大きく失墜したことから、全ての議員が襟を正し、全会派が一丸となって、二度と不正できない制度をつくらうと発足したものであり、私は当時の副座長として、会派間の合意形成と新運用指針の策定に尽力いたしました。

全国一厳しいと自負するこの新運用指針は、議会改選後から施行し、その運用の中でさらにブラッシュアップを続けることも合意され、平成30年3月には改正もなされました。

しかし、この間の運用の中で、一部会派の支出において他会派から疑念を持たれるような支出があったことは誠に遺憾であり、残念でありました。

そこで改めて、指針の課題や改善点について検討していきたいと思います。

私は、市民の皆様「富山市民であることが恥ずかしい」とまで言わせた事実を生涯忘れることはできません。生まれ変わった議会として、市民の誰からも疑う余地がないと言われる政務活動費の支出のあり方を追求することは我々の義務であると考えます。

何とぞ各位におかれては、ともに議員の品格を自ら問い、資質の向上を目指す中で、この原点に立ち返り、指針の改定にお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

議論を進めるための土台として、まずは各会派の意見を集約したいと思っています。今言ってしまうのも難しいと思いますので、各会派で持ち帰って検討して、書面で提出いただければと思っております。

取りまとめた後、優先順位をつけて協議して、合意できたものは指針を改めるような方向に持っていきたいと思います。

それでは、書面で提出するうえでの留意点等について事務局から説明させます。

庶務課長： それでは、説明させていただきます。

現在の運用指針について、使途基準並びに支払手続など、こうしたほうがいいのか、添付書類など追加したほうがいいのか、またこの書類は要らないのではないかなど、今2年ほど指針が使われてきて、その課

題が出てきたと思います。

その課題と、その課題に対する対応策などを、今委員の皆さんの机の上には書類が置いてあると思うのですが、運用指針上の課題について、こちらのほうに各党派、重要と考えられる事項を順に3つまで、7月31日までに庶務課のほうに提出していただきたいと思っております。

なお、請願など不採択になった事項については除いていただくようお願いしたいと思います。以上です。

座長： このことについて何かありますか。

大島委員： 先ほど座長のほうから「一部会派の」というふうな曖昧な御発言があったのですが、そのことについては、具体的に言うのは差しさわりのあるということでよろしいでしょうか。

座長： 差しさわりのあるというより、先ほど述べたとおりです。

大島委員： 私にとってはその情報がないので、どういうことをおっしゃられているのかよくわからない部分がありまして、教えていただければと思います。

座長： 昨年来のこのあり方検討会で議論がなされていたことを申し上げたつもりでありますけれども、議事録等をまた見ていただければと思いますけれども、具体的には、具体の名前で恐縮ですけれども、社民党会派さんの広報誌についてのことがこのあり方検討会で議論をされたと思っております。

そういった意味では、その当時の質疑等を見ていただいても、それぞれの疑念があるというような発言が多くありましたので、それについて触れたもので

ございます。

ほかにはないですか。

金井委員： 請願について否決されたものは、出してはいけないというのはどうしてか、もう一度。

座長： 一応事務局のほうからもう一度説明をしていただいでよろしいでしょうか。

庶務課長： 今まで政務活動費に関する請願では、まず完全後払い方式並びに個人への交付というものが出ていました。そちらにつきましては、本会議の中において、不採択にするという形で検討していただきたいという請願が不採択になったわけですので、それをまたこちらのあり方検討会で検討されてもいいですが、今のこれらに関しては条例に関することなので、各派代表者会議が最終決定すると思います。

ただ、本会議において議員全体で不採択にされたことですので、一度不採択にしたものをもう一度協議するというのは少し時間がかかるのではないかと思われて、そういうふうに言っております。以上です。

副座長： 傍聴人がジェスチャー等で意思表示をされているのが少し気になりますので、傍聴人はそういう意思表示の場ではありませんので、それは十分にお気をつけいただきたいと思います。

赤星委員： 私も今の金井委員と同じように、請願で不採択になった中に書かれていたことを出さないでほしいというのはちょっと違うのではないかなと思います。請願は請願であって、各会派が改めてここへ提案したいことは、それとは別だと思

うのですけれども、皆さんいかがでしょうか。

座長： この件について深く議論をするつもりはありませんでしたので、とりあえず、それぞれ御意見を記入していただいて結構ですので、それをどう扱うか等についてもまた皆さんにお諮りしながらやっていきたいと思えます。

厳格に、活字に書くと、確かに不採択となったものを除くというふうになっていきますけれども、これも、今課長からお話いただいた点も踏まえて、このあり方検討会にふさわしいと思われるようなものであれば、一旦これに記入をしていただいた上で、また、ここに書いてあるからだめだということまで私は言うつもりはありませんので、ただ、今ほど課長が申した点は、このあり方検討会で検討すべきものかどうかというのは、内容によっては違うのではないかということまで踏み込んでお話をさせていただいたように思いますので、それも踏まえて、運用指針の課題についての議論をしていきたいと。一つ一つ丁寧にやっていきたいと思っていますので、あまりこの注意点にこだわると、文言の捉え方でまた云々という話になってしまいますので、基本的には、それぞれが会派として提案してくださるものを出してもらえればと思います。

副座長： 副座長としても皆さんに誤解のないようにひとつ補足をさせていただきますと、本来請願というものは大変重要な権利でありまして、紹介議員になり、常任委員会で議論、討論、そして採決をされるわけです。その後さらに、本会議においても討論を行った上で決しているということでありまして、これは不採択になったものであろうが、採択になったものであろうが、本来この全会派一致でやるものに関しては、当然、検討するかどうかの議論は本会議で一定の結論が出ているという、このことはまずご理解をいただいた上で、その中でも、このあり方検討会で議論されたいというふうに書かれるものについて書くなど言

う権利は私にも座長にもありませんから、そこまでは申し上げませんが、ただ、本当に請願というものを大事に思っているのであれば、本会議の結論というものもしっかりと受け止めた上で、各委員が持ち寄っていただきますようお願いをしておきたいと思います。

江西委員： 趣旨は理解しました。ただ、これはある程度、今座長なり久保副座長が言ったのは会議原則の1つでもあるかと思うのです。会議原則の1つであることを、それはとりあえず棚に上げて、報告できるということであると、私ども会派は今21名おります。会派が1つで3つしか出せないとなると、例えば少数の会派が議論したものをもう一度出してきて、それが同じように扱われるというのは誠に心外なものですから、会派の議員数が多いところは、この3案件というのはもう一度御検討いただけないかというふうに思います。

座長： 今、江西委員からございました。その点も、例として3つというような趣旨でこの報告書はあるというふうに捉えていただいて結構です。

ただ、課長からもありましたけれども、やっぱり優先順位だとか、そういったことは当然あるということを前提に、お互いにしっかりと結束をして、一つ一つ、冒頭申し上げましたけれども、ブラッシュアップをしていくという、そういった趣旨で市民の方に応える、そういった政務活動費のあり方をしっかりと検討していきたいということを最重点に考えて、必要であれば4項目ほどになっていたとしても結構です。

いずれにしても、また改めて、皆様にも必要であれば相談をしたいと思えますけれども、丁寧な議論をやっていくにあたっては、ある程度早目に決着できるものは早目に決着をしたいということもありますので、そういった中で、時間をかけてやらなくてはいけない、そういったテーマも皆さんから提起されれば、

それについても重ねて繰り返し検討もしていくような、そういう議論を続けていきたいというふうに思っておりますので、その点を御理解をいただければと思います。

全ての会派ということになりますと、先ほど言いましたように、これにまた2人加わった、そういった内容、進行になりますので、どうしても、その上でこの元来の政務活動費の運用については、原則として、全議員といえますか、全会派が同意したものでないとなかなか執行できないということも重々私自身踏まえておりますので、多数決で云々するだとかそういったことは毛頭考えておりませんので、ぜひ運営上の御理解をいただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

この程度で大変恐縮ですが、本日の協議は終了したいと思います。

赤星委員： 座長、すみません。ちょっと戻って恐縮なのですが、先ほど大島委員から御指摘のあった件、実は私も先ほどから気になっていたもので、すっきりしないのでちょっと戻って恐縮なのですが、新運用指針になった後で他の会派から疑念を持たれるような使い方があったと指摘をされて、それが社民党さんであったとおっしゃったのですが、その結果、私、当時、あり方検討会の委員ではなく傍聴していたのですが、それが不正であったとかそういうことではなくて、各会派の捉え方の違いなどもありまして、それは会派発行だったけれども、議員さん個人個人に分けて出しておられたというパターンだったと思うのです。

座長： おっしゃるとおりです。

赤星委員： はい。それが、先ほどのように疑念を持たれたとか、そういうふうにおっしゃ

ると、ちょっと社民党さんの名誉にもかかわると思いましたが、一言申したかったです。

座長： 私が先ほど述べたのは、まさにその疑念を持たれるような支出があったという事実を客観的に述べただけですので、当然、その当時の議論、これが結論として、それはいわゆる不正支出になったとか、そういった結論になっていないことは十分承知しておりますので、ただ、そういった議論が起きたということを事実として申し上げただけですので、特に名誉を傷つけるようなそういった発言をしたつもりは全くございません。

こちらのあり方検討会の運営のあり方として、やはりそういった、先ほども述べたとおり、この運用については一切疑念がないような、市民からもさすがと言われるような富山市議会の政務活動費のあり方を、しっかりと今後もより高いものに、市民から信頼されるものにしていきたいという思いで言っただけですので、御理解をいただきたいと思います。

江西委員： 疑念があるという表現は座長が使われたとおりでありまして、これは各委員からそのように座長を今務めておられるものですから、その前の段階で、これは疑念があるのではないかというふうな意見はそれぞれ言わせていただいていると思います。

それをその都度赤裸々にされてもらっては困る状態でもあるので、これは座長の御判断のとおり、受けた段階での御表現で、私はそれ以上突っ込んでいただく、それぞれがいろんな意見を述べにくく、またこれはどうだろうかという意見が言えなくなると思いますので、その点は座長の御発言に私は自信を持っていただきたいというふうに思います。

座長: 改めて、先ほどから申し上げているとおり、今期のあり方検討会を改めて今日は第1回目ですので、そういった意味で、次からのこちらからの皆様からいただく課題というものでまた提示をしていただければ、ある意味では、必要であれば、そういった点もまた再度改めて結論を出していければというふうに思っておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

次回の開催は8月下旬から9月頃を予定しております。

これをもって本日の政務活動費のあり方検討会を閉会いたします。

ありがとうございました。